

地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第1項及び第3項の規定に基づき、
習志野市監査基準を次のように定め公表する。

令和2年4月1日

習志野市監査委員 福田 佐知子
習志野市監査委員 清水 晴一

習志野市監査委員告示第2号
習志野市監査基準

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 一般基準(第5条—第7条)
- 第3章 実施基準(第8条—第13条)
- 第4章 報告基準(第14条—第17条)
- 第5章 雑則(第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第198条の4第1項の規定に基づき、習志野市における監査基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 監査等 法第198条の3第1項の監査等
- (2) 監査基準 法第198条の3第1項の監査基準
- (3) 議会及び市長等 議会並びに市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び地方公営企業
- (4) 内部統制 業務の執行に支障を来たすリスクの顕在化を防ぎ、組織が健全で効率的かつ効果的に事務運営されるよう事前に規則、規程、業務マニュアル等を定め、これに即して業務を行い、事後にその業務の執行状況を確認する仕組み
- (5) 監査専門委員 法第200条の2の監査専門委員

(監査等の目的)

第3条 監査委員が行う監査等は、本市の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(監査等の種類及びその目的)

第4条 監査等は、次の各号に掲げる項目とし、当該各号に定めることをその目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにするとともに、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにするとともに、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金若しくは利子の支払を保証している団体又は公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の係数が正確であり、その運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

第2章 一般基準

(独立性、公正不偏性及び正当な注意)

第5条 監査委員は、独立かつ客観的な立場による公正不偏の姿勢をもって、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、監査基準に則り、正当な注意を払って監査等に臨むものとする。

(専門性)

第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営（以下「財務管理等行政運営」という。）に関して優れた識見を有することが求められることから、その職務を遂行するための専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性の確保に努めるものとする。

2 監査委員は、その職務を監査基準に則って遂行するために、監査委員の事務を補助する職員に対して、監査等を行うに当たり必要な専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

(監査調書等)

第7条 監査委員は、監査計画、監査等の内容、監査等の結果その他の監査委員が必要と認める事項について、監査調書等を作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査計画)

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施できるよう、リスクの内容及び程度、過去の監査結果及びその後の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。この場合において、監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合は、必要に応じて監査計画を修正することができる。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象事務のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査資源等を勘案して監査等を実施する。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、適宜判断するものとする。

(監査等の証拠入手及び実施手続)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 前項の規定による監査等の証拠の入手を効率的かつ効果的に行うため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択して実施するものとする。

3 監査委員は、監査等を実施した過程で、想定していなかった事象若しくは状況があった場合又は新たな事実を発見した場合は、適宜監査等の手続を追加して、更に必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員の活用と連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査専門委員を選任した場合は、監査等の効率的かつ効果的な実施のため、監査専門委員との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長等に提出するとともに、これを連名で公表しなければならない。

2 前項の監査の結果に関する報告において、特に措置を講じる必要があると認める事項については、理由を付して勧告することができる。

3 第1項の監査の結果に関する報告において、財務管理等行政運営の合理化及び適正化に必要があると認めるときは、当該報告に意見を添えて提出することができる。

4 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

5 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するとともに、これを連名で公表しなければならない。

(監査等の結果に関する報告等の記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、次に掲げる事項のほか監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、第4条第1項各号に掲げる監査等の種類及びその目的を踏まえ、監査対象の重要な点において、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に規定する事項が認められる場合はその旨を記載するものとし、監査委員が特に記載すべきと認める事項がある場合はその事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにするとともに、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにするとともに、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他の関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、第4条第1項各号に掲げる監査等の種類及びその目的を踏まえ、監査対象の事務の重要な点において、前項各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に規定する事項が認められない場合はその旨を記載するものとし、監査委員が特に記載すべきと認める事項がある場合はその事項を記載するものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に限る。以下同じ。）の決定

- (2) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査の結果に関する報告の決定について、監査委員間で意見が一致しないことにより、前項の合議による決定ができない事項がある場合は、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに、公表するものとする。

(措置状況の公表等)

第17条 監査委員は、監査の結果に関する報告の対象となった部局及び監査の結果に関する報告に係る勧告の対象となった部局から、措置の内容の通知を受けたときは、当該措置の内容を公表するものとする。

2 前項の場合において、監査委員は、当該部局に対し、適時にその後の措置状況の報告を求めるものとする。

第5章 雑則

(補則)

第18条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。